

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

小型いかつり漁業(県外船)

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
小型いかつり漁業	鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	5トン以上10トン未満	山形県に住所又は漁業根拠地を有する者	1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年7月24日から同年8月6日まで

3 許可の有効期間

許可日から令和6年12月31日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。